

## 審査の結果の要旨

論文提出者 山上揚平

山上揚平氏の学位請求論文『*Musicologie*の誕生——フランスにおける音楽認識の近代化』は、*musicologie*という学問の成立というできごとを手がかりにして、19世紀末から20世紀初頭にかけてのフランス音楽文化の近代化を捉えなおそうという意欲的な試みである。これまで、音楽学という学問の成立に関しては、ドイツ語圏における *Musikwissenschaft* のそれに関して多く議論がなされてきたが、それとはまったく異なった成立の仕方をしたフランスの音楽学を対象とすることによって、19世紀から20世紀にかけてのこの国の音楽文化全般にわたる地勢図を描き直すというのが本論文の主旨である。1917年のフランス音楽学会創設の際の声明文で用いられた大文字始まりの“*Musicologie*”という術語の定義と、それを準備した言説を丹念かつ緻密に読み解き、その歴史的過程をひもといていくという手法によって、本論文は展開されていく。

全体は4つの章と結論から構成されている。まず第1章「*musicologie*の歴史的及び概念的考察」では、19世紀末に *musicologie* の語が生まれてきた背景が明らかにされ、この語が当初持っていた特殊な含蓄が論じられる。*musicologie*なる術語は、それ以前に一般的であった主観的な「音楽著述」との差別化の途上で「学問的」な語りの方として登場し、「音楽を語ること」自体への批判という意義を持っていた。音楽史研究家のP. オブリなどによる専門性の高い言説への要求などが分析対象として考察されているが、そもそもこうした要求の背後には、フランス社会に音楽芸術を真面目な学問の対象として考える習慣がなく、音楽が諸芸術のなかでも社会から軽視されていたという事情があったという。音楽の新しい学問や教育の必要性を説いたこの時代の論者たちの動向は、音楽の地位向上や音楽に関する認識の刷新という要求と結びついたものであった。彼らの言説こそが直接的に「音楽学的」な言説と結びついていく。

こうした「音楽の新しい学問」たる *musicologie* の形は、意識的に独立した学問体系を構築しようとしたドイツ語圏における同時代の体系的音楽学とは異なり、フランス独自の文脈の上に成り立っていた。その文脈とは18世紀啓蒙主義以来根強く残っていた「百科全書としての科学」という学問モデルであり、それがサン＝シモン主義やエゾテリズムを通して *musicologie* 成立以前の音楽著述に影響を与えていた。そして新たな *musicologie* も、そのモデルの影響を受けざるを得なかった。そのことはフランス音楽学会創設に先立って進められていた『音楽の百科全書と音楽学校事典』の性格にも読み取れ、そこに顕著な18世紀百科全書派の名残が指摘される。1870年代前半に初めて出現した *musicologie* なる語であるが、1917年のフランス音楽学会創設時には、その三本柱として「音楽と音楽家の歴史」、「音楽の理論」、「音楽の美学」が目標とされており、約半世紀間にその内容に変化が生じていることが分かる。高等教育機関での教育としての普及や学術的音楽誌の増加などとともに生じたこうした変化こそ、次の第2章「音楽と歴史記述」以降の最大のテーマであり、まさにこの「発展」がどのようなものであったのかということが、さまざまな資料の渉猟を伴って詳細に論じられていく。

第2章では「音楽と音楽家の歴史」を巡る言説が対象とされる。*musicologie* の誕生によって変化したのは、まずもって「音楽の歴史」自体に対する認識であったと考えられる。いったい音楽史とは「誰が」「何のため」に学ぶもの、あるいは探求するものであったのかという視点を中心に、音楽と音楽についての知識の関係が19世紀後半までの音楽文化全体のなかで考察される。音楽家、特に作曲家にとって音楽語法の歴史が有用であるという考えは、早くから一般的であり、そのためパリ音楽院においては19世紀前半から音楽史講座の開設が議論されてきた。*musicologie* 推進者らが科学以前として糾弾していた音楽史研究者フェティスたちの世代によってもおこなわれていたこうした主張と、*musicologie* の提唱者たちのそれは一見似ているが大きな違いが認められる。19世紀中葉までの音楽史の必要性の訴えが、一方でサン＝シモン主義やその影響を受けた社会主義的思潮の上で行われ、また他方では聖歌復興と教会音楽の普及を願うカトリック宗教音楽関係者の論理のなかで展開されていたこと、それを本論文はフェティス、J. ドルティエグ、F. ダンジュという論者たちの記述から明らかにしており、同時にそれが同時代音楽への失望、さらには近代的な市場に取り込まれつつある都市音楽への反発として生じたことを指摘する。彼らは同時代の音楽が失った「何か」を民謡な

どの「過去」に求め、それらの研究を通して現状改革を求めており、それはしばしば社会全体の改良とも繋がっていた。

これに対して *musicologie* の世代は——1917年の声明文にも明記されているように——音楽史が「一般史」に重要な貢献をなすうという命題を抛り所にして、まったく異なった学問をはじめようとした。一般史に貢献するということは、「自律した音楽芸術のための自律した歴史」というドイツ語圏の音楽学における歴史の発想とはまったく異なっている。このような、フランス独自の音楽史認識を準備することになった *musicologie* の議論として、ソルボンヌ大学、コレージュ・ド・フランス、パリ・カトリック学院の3つの高等教育機関でそれぞれ最初の音楽史講座を担当した R. ロラン、J. コンバリュ、P. オブリの三者の言説が採り上げられる。

第3章「近代の心理学の誕生と音楽美学」は、いわば本論文の中心をなしている部分であり、音楽学が実証主義的な学問として構築されるために、同時代の「新しい心理学」の誕生から受けていた影響に焦点が当てられる。記述的／実験的心理学両面の音楽学への寄与を総合的に論じた本章の意義は大きい。「新しい心理学」の立役者 Th. リボと、彼の創刊した『哲学評論』の寄稿者で、「音楽の心理学」を新しい音楽の学問として試みていた哲学教授たちの音楽論が詳細に検討され、ことにリボの『哲学評論』が音楽学的著述の発表の場として如何に重要な役割を果たしていたのかが指摘されて、その再評価が行われる。またコレージュ・ド・フランスの Ch. レヴェック、モンペリエとソルボンヌで講義を行った L. ドリアックが採り上げられ、音楽学会の制度的設立への貢献や、アカデミックな世界への音楽著述の積極的な紹介など、*musicologie* の運動への彼らの関わりが評価されるとともに、その音楽論が *musicographie* と *musicologie* との折衷的な性格のものであることが指摘される。

実験的な心理学としてはフランス実験心理学の父 A. ビネによる実験心理学が紹介され、唯物論的心身一元論に基づく19世紀的生理心理学による音楽実験は、「音楽を聴く心理的プロセスに伴う身体の変化を詳細に観察する事によって、音楽的感情反応に固有の性質を明らかにする」という目的を達することはできなかったものの、音楽の身体への「直接的な」生理作用を実証的に裏付け、その種の作用の問題と「音楽的感情」などの美学的な問題との画定を明確にすることによって、その後の音楽心理学を方向付けたことが主張される。病理心理学に関しても、「失音楽症」という新しい病の発見とその研究が、「音楽言語」を巡る議論に新たな刺激を与え、伝統的な話し言葉モデルに基づく表現伝達のツールとしての音楽言語論から「内的言語」モデルに基づく思考ツールとしての音楽言語論への橋渡しになったことが指摘され、これらの研究が、その分野すべてを横断しながら興味深い美学的論考を行ったコンバリュの音楽著述に集約されている様子がつぶさに論じられて、同時代にはほとんど正しく理解されることのなかった彼の「音楽的思惟」論が心理学的背景を考慮しながら再解釈されている。

第4章「演奏解釈の「実証的」理論」では、音楽実践の現場と密接に関連した「音楽理論」が取りあげられ、特殊な実践の領域においても、*musicologie* の思潮、すなわち音楽を学問的に扱うという新たな主張が新しい音楽の捉え方を生み出しつつあったということが、M. リュシィらのリズムや音律に関する理論的著述の紹介や、ギリシャ古典文献学の最新の成果として R. ヴェストフェールのリズム論を紹介しながら近代器楽曲の手稿譜を解読しリズム付ける作業を音楽古文書学的作業にたとえたコンバリュの仕事の再評価によって導き出される。また、ロマン主義的であったと解されている当時の演奏習慣が、実は実証的精神の産物でもあった可能性が示唆され、またそれがピアノ演奏の視覚化を目指したいくつかの器具の誕生と関連して論じられる。そこに実証主義時代の視覚優位の思想が非視覚芸術の領域にまで浸透しつつあった極端な状況を認めることができるという。

結論部ではこれまで検討してきた事例に基づき、「音楽学的」な言説における「実証的」なもの、そして「フランス的」なものの実態が改めて考察されている。「音楽の学問」の社会的及び学術的信頼を得るために、「実証的であること」の基準は、まずは既存のディシプリンから借用され、それは一般的に言われる歴史学における実証主義と哲学における実証主義にほぼ重なるものであった。これらの刺激の下に生まれた実証的な音楽思想は、フランス音楽文化の様々な要因と絡み合っ、意外にもユマニスト的なものになっていった。そこで関心の中心になるのは常に具体的な「我々、人間」と音楽との関係であり、人間社会と音楽との関係性を重視する音楽史記述や、音楽を聴く人間、奏する人間それぞれの精神の働きを探究する心理学的美学の発展などに現れた特色はすでに「フランス的」なもの、言い換えれば *Musikwissenschaft* や *musicology* の仏語訳ではない *musicologie* の特色であると言える。本論文は最終的に以上のような結論的考察にいたっている。

審査に当たっては、本論文がフランス音楽学の対極にある特徴と見なし、差別化の対象としている、ことにドイツ語

圏での音楽学のいくつかの要素、例えば学問としての自律性、一般史からの音楽史としての自立性などの意味づけが議論され、フランス音楽学の独自性を強調するあまり、仮想敵の特徴を過大に評価しすぎているのではないかという問いがなされたほか、同時代のフランス・ナショナリズム的な動向が、もう少し加味・検討されていてもよいのではないかという疑問も呈されたが、論文提出者からの明快な回答が行われ、むしろ有意義な議論が行われる展開となった。また、19世紀から20世紀初頭にかけての膨大な資料を扱っているため、いくつか資料面でのレファレンスが不備になった箇所があることも指摘されたが、論文自体の本質的な議論に抵触するものではないという判断がなされ、学術的成果としてはきわめて高い水準であることに関しては、審査員全員の一致した了解が得られた。

以上を踏まえて、本審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。